

令和5年度第4回 奈良県公益認定等審議会 会議の概要

- 1 日 時 令和5年9月22日（金） 午前10時～11時45分
- 2 場 所 奈良県庁本庁舎5階 第1会議室（小）
- 3 出席者 審議会委員
吉岡祥充会長、藤次芳枝委員、篠藤敦子委員

事務局
総務部法務文書課 渡辺課長、杉村課長補佐、石河公益法人係長、
吉田主査、古木主事
- 4 議 題 (1) 諮問案件について
(2) 立入検査について
(3) 公益法人における認定基準への不適合について
- 5 報 告 (1) 令和5年度公益法人研修会の実施結果について
(2) 令和5年度公益法人近畿ブロック会議の提案議題について
- 6 公開・非公開の別 非公開
非公開理由
議題（1）：「奈良県公益認定等審議会の会議の公開について（平成20年11月6日奈良県公益認定等審議会決定）」1イに該当
議題（2）及び（3）：「奈良県公益認定等審議会の会議の公開について」1ウに該当
- 7 審議概要 議題（1）・ 令和5年6月21日付けの変更認可に係る諮問案件について、審議を行い、申請内容を認める旨の答申をすることを決定した。

議題（2）・ 立入検査における是正改善指導事項に係る措置状況報告について、事務局から措置状況報告書に基づき報告を行った後、審議を行い、継続審議となった法人を除き、監督上の措置を講じる必要が無いことを決定した。
・ 立入検査結果について、事務局から立入検査実施報告書に基づき整理した結果一覧表により報告を行った後、立入検査結果通知書の内容について審議を行い、原案の立入検査結果通知書により法人あて通知することを決定した。
なお、軽微な字句修正については会長に一任することも併せて決定した。

議題（3）・ 公益法人からの勧告に対する措置状況報告について、継続審議とすることを決定した。
・ 公益法人における認定基準への不適合について、不適合状態の改善が確認できた法人については監督上の措置を講じる必要が無いことを決定した。
・ 公益法人に対する報告要求について、原案の報告要求文書により法人あて通知することを決定した。
なお、軽微な字句修正については会長に一任することも併せて決定した。

報 告 ・ 令和5年度公益法人研修会の実施結果について及び令和5年度公益法人近畿ブロック会議の提案議題について、事務局から資料に基づいて報告を行った。